

公益社団法人 日本速記協会  
令和6年度事業計画  
(2023年10月1日～2024年9月30日)

## はじめに

本協会は、広く国民の書記能力を増進し、記録事務の効率化を図るため、速記の普及発達とその利用分野の開発に努め、あわせて速記技能者の技術水準及び社会的評価の向上に資する諸事業を行うとともに、公正で正確な発言記録作成技術の普及に努め、もって我が国の文字文化の向上に寄与することを目的としている。

令和6年度（2023年10月1日～2024年9月30日）は、この目的を達成するため、①会員の拡大、②検定の改革、③速記の普及を重点課題として、下記の諸事業を行う。

## 1 検定事業

### (1) 速記技能検定

①次の日程により文部科学省後援の速記技能検定を実施する。

回次	実施日	実施級	試験地
223	2023年 11月26日 (最終日曜日)	1級～6級	東京 名古屋 大阪 佐賀 鹿児島
224	2024年 2月25日 (最終日曜日)	3級～6級	オンライン方式（IBT型）
225	2024年 5月26日 (最終日曜日)	1級～6級	札幌 盛岡 東京 名古屋 大阪 福岡
226	2024年 8月25日 (最終日曜日)	1級～6級	長岡 東京 名古屋 大阪

・第224回検定は、オンライン方式（IBT型）で実施する。

※ IBT: Internet Based Testing の略称で、インターネットを経由して実施する試験や検定のこと。

・上記試験地以外に、学校、事業所、共練会等における分試験の周知、広報に努め、実施を奨励する。

②合格者には合格証を発行する。1、2級合格者には、申請により1級速記士証、2級速記士証を交付し、プロの速記士として認定する。

③別に定める「成績優秀者選考基準」により、文部科学大臣賞ほか、成績優秀者を表彰する。

④速記学習支援の観点から「速記技能検定問題集」及び各級別の検定問題朗読CD等の頒布を行うとともに、協会ホームページでの公開を行う。

⑤検定の継続的改善のため、文部科学省が策定したガイドラインにのっとり自己評価を行い、公表する。

## (2) 検定改革

令和3年12月に設置した検定改革委員会の議論を基に改革を進める。

- ・オンライン方式（IBT型）の機会拡大の検討
- ・速記技能検定の内容及び審査基準の見直し
- ・速記分野以外の発言記録作成者を含めた技能評価の仕組みの検討

## (3) キャプションライター（CaW）技能検定

プレ検定の結果及び最新の字幕制作技術の動向を踏まえ、検定の内容を再点検し、早期実現に向けて開発を継続する。

想定される主な検討項目は次のとおり。

- ・検定の対象
- ・必要な能力
- ・能力を的確に測る試験方法と内容

## 2 「みんなの速記」推進事業

- ①速記共練会や速記教室などの速記学習活動を支援する。
- ②共練会等の指導者を対象に「みんなの速記インストラクター」認定証を交付する。
- ③高校生、大学生等を対象とした他団体主催の速記競技会を支援する。
- ④速記学習者の支援につながる教材等の開発を行う。
  - ・各方式での教材セット（五十音表から練習法まで）
  - ・協会ホームページでの検定過去問題、音声の公開
- ⑤小中学生向けの速記イベントの開催に向けて検討を行う。
- ⑥速記の日記念 速記交流競技会を開催する。  
(2023年10月29日(日) 早稲田速記医療福祉専門学校)  
内容は、速記技能に関する競技会を主体とし、会場とオンライン参加のハイブリッド方式で行う。

## 3 会議録作成支援事業

### (1) 全国議事記録議事運営事務研修会（令和5年10月26日(木)、27日(金)）

地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図る目的で、都道府県、市区町村議会の事務局職員等を対象に、第75回全国議事記録議事運営事務研修会を開催する。

1日目の講演内容は次のとおり。

- ・横書きにおける数字の書き表し方
- ・議会のデジタル化など
- ・会議録作成に係る課題

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、感染対策を講じつつ、2日目の分科会討議と講評も行う。

討議項目は、参加者より事前に募集する。

会場参加とは別に、1日目のオンライン(生配信+後日録画配信)参加も可能とする。

## (2) 会議録作成講座～「気づく力」を備えるために～

地方議会事務局職員を対象に、会議録作成について学べる通信制の会議録作成講座(全4課程)を、8つのテキストと2つの関連資料を使用して実施する。(令和5年度講座は8月に開講。受講者は32人)

受講者には、添削結果、共通コメント、個別コメント、修了メッセージを送付する。

## (3) 会議録品質確保に関する検討

地方議会会議録の品質を確保するため、発注者(議会事務局)及び受注者(速記・記録業者等)と会議録作成に係る課題について情報を共有し、課題解決に向けて必要となる対策を検討する。

## (4) 会議録等発言記録作成に関する相談対応

電話やメールを中心に、会議録をはじめとする発言記録の作成に関する質問や相談等に対応する。

## (5) その他

研修会アンケート結果を踏まえ、ミニ研修会あるいは意見交換会(地区別やオンライン方式)などの実施について検討する。

# 4 調査研究、広報、普及事業

## (1) 速記関係書籍・文献の保存・共有化、各種研究会、速記国際大会

①速記関係書籍の電子化を進め、ホームページ上で公開する。

・「日本の速記」データベース化事業を継続する。

②速記科学研究会、速記・言語科学研究会、速記懇談会の研究活動に協力する。

③大学等における速記関係の学術研究活動に協力する。

④速記国際大会(インテルステノ会議)への参加を支援する。

## (2) 出版・用字用例辞典等の頒布

①「新訂標準用字用例辞典」の頒布及び改訂に向けた研究を行う。

②「新訂標準用字用例辞典」の解説書を作成する。

③「横書きにおける数字の書き表し方」の頒布及び改訂に向けた研究を行う。

④「標準用字例」の電子化に向けた調査研究を行う。

⑤「発言記録作成標準」「会議録作成講座教材集」等の出版物を頒布する。

## (3) 新分野に関する研究

①字幕業界と連携協力し、字幕技術の向上と字幕技術者の社会的地位の確立

を図る取組について検討する。(C a W検定も関係する)

想定される主な検討項目は次のとおり。

- ・速記と字幕の技術に係る類似点、相違点
- ・速記と字幕の関係者による相互交流や意見交換（現場見学など）
- ・字幕の世界における課題と対応策

②要約筆記などの発言記録分野との連携方策について研究する。

#### (4) 広報・啓発

①機関誌「日本の速記」の発行

- ・年 10 回発行し、速記及び文字文化に関する情報のほか、発言記録作成技術や速記学習者の支援に関する記事並びに会員の活動状況等を掲載する。

②協会ホームページの運営

- ・協会事業に関する情報発信、検定に関する告知及び速記文化理解のためのツールとして活用する。
- ・検定専用ホームページを開設したので、内容の充実を図るとともに、協会ホームページとの調整を行う。

③SNSでの広報

- ・SNSを活用して、日本速記協会の情報を発信する。

④報道各社への広報

- ・イベントや出版などの情報を主立ったテレビ・新聞の広報宛てに送信できる形をつくる。

#### (5) 会員活動支援

①速記普及活動及び協会事業等に参加した会員に対し、支援を行う。

②30年以上速記の実務、教育に従事した者、速記方式の創案・普及など、速記技術の向上に貢献した者並びに速記に関する研究等で学術的権威の認められた者等を表彰する。

### 5 その他

①諸規程を点検し、必要に応じて整備及び改定を行う。

②事業実施の主体として、委員会活動の充実・強化を図る。

③会員対象の研修会などの企画・検討を行う。

④事務局体制を充実する。

以上